

糖質バイオ活用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 糖質バイオ活用支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28条。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 知事は県内企業等の糖質バイオ関連の事業化を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 支援事業の補助対象事業者（以下「補助対象者」という。）は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（以下「企業」をいう。）であって県内に本社又は主たる事業所を有する企業又は県内に支店や営業所を有する県外の企業とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、糖質バイオ分野（機能性糖鎖、希少糖等）における大学・公設試験研究機関の研究開発力や研究成果等を活用して製品開発を行う事業とする。ただし補助事業終了後、概ね3年以内に上市又は厚生労働省等への許可申請を予定しているものに限る。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費（消費税及び地方消費税は除く）であって、別表の補助対象経費の欄に掲げる経費とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は補助対象経費の3分の2以内で、100万円以上400万円以下とする。

2 補助対象期間は、補助金交付決定日から当該年度の2月末日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ知事が別に定める期日

までに、補助金交付申請書（様式第1号）に、知事が必要と認める書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、最長2年度まで行うことができる。

（交付決定）

第8条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合、必要に応じて、香川県研究開発等事業計画審査委員会の意見を聞いてその内容を審査し、適當と認めるときは予算の範囲内で補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行う。

2 知事は、前項の規定による交付決定の結果を補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 知事は第2項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取り下げ）

第9条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときには、その交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更等）

第10条 補助事業者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更を、区分間でいずれか低い額の20%を超えて行おうとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の原材料、副資材等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更、その他補助事業の細部の変更を行う場合を除く。

2 知事は、前項の申請に係る承認にあたっては、必要に応じ条件を付し、変更することを指示できる。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助事業中止・廃止承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、すみやかに補助事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならぬ。

(実績報告書の提出)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第11条の規定による承認を受けたときは、その日から起算して20日を経過した日又は翌年度の3月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第6号）に、知事が必要と認める書類を添えて提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、すみやかにその内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その内容を補助金額確定通知書（様式第7号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、精算払請求書（様式第8号）により、知事に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の支払)

第16条 知事は、前条の規定による補助金の交付の請求を受けた場合は、すみやかにその内容を確認し、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)助成対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (2)補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく知事の指示に違反したとき。

- (3) 補助事業を実施しないとき、又は実施する意志が認められないとき。
 - (4) 補助事業を中止し、継続して実施する見込がないとき。
 - (5) 補助金を補助の目的外に使用したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後ににおいても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部に相当する金額をあらかじめ県に納付した場合並びに当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(補助事業終了後の報告義務)

第20条 補助事業者は、補助事業が終了した後、次に掲げる場合には、すみやかに商品化報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象となった商品が上市したとき又は厚生労働省等へ許可申請したとき
- (2) 補助事業が終了して3年を経過したとき（前号に該当し、すでに商品化報告書を提出している場合は除く）

(経理)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定の通知を受けた日の属する会計年度が終了する日から5年間、保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に交付の決定をする補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

[補助対象経費]

補助対象事業	補助対象経費
糖質バイオ活用支援事業	原材料費、消耗品費、構築物費、機械装置・工具費、委託費、技術指導受入れ費、直接人件費、産業財産権取得費、旅費、報償費、その他知事が必要と認めた経費 また、委託費の総額は、全補助対象経費の9/10未満とすること。